

工業分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果

1. 検討の経緯

ほう素、ふつ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準のうち、工業分野の10業種については、それぞれの業種において一般排水基準への対応が困難と認められる各項目について暫定排水基準が設定されており、一般排水基準の達成に向けて、工業分野検討会を設置し、排水濃度の低減方策について技術的助言及び検討等を行っている。

平成27年度の検討会では、暫定排水基準が平成28年6月30日に適用期限を迎えることから、排水実態を把握し、暫定排水基準の見直し（案）や今後の排水濃度低減方策について4回にわたり検討を行った。

2. 工業分野に係る暫定排水基準について

工業分野の各業種に係る暫定排水基準は、排水処理技術の有無・導入状況及び排出実態等を考慮して設定している。

平成25年の見直しにおいては、引き続き一般排水基準への対応が困難と認められる10業種について、平成25年7月から3年間、暫定排水基準を延長した。

現在、暫定排水基準を適用している10業種を表にまとめると、表1の通りである。

表1. 工業分野のほう素、ふつ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準（単位：mg/L）

業種分類			暫定排水基準値 (H25.7～H28.6)		
業号	業種	制限	業界団体による業種分類	ほう 素	ふつ 素
1	粘土瓦製造業	うわ薬瓦を製造		120	
2	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造に供するものを製造	うわ薬製造業(うわ薬瓦製造の用に供するものに限る)	140	
		ほうろううわ薬を製造			
3	ほうろう鉄器製造業		ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業	50	15
4	金属鉱業			100	
5	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満		40	50
		日排水量50m ³ 以上			15
6	貴金属製造・再生業			50	3,000

7	酸化コバルト製造業				160
8	ジルコニウム化合物製造業				700
9	モリブデン化合物製造業				1,700
10	バナジウム化合物製造業				1,700

(参考)一般排水基準: ほう素 10mg/L (海域以外) ふつ素 8mg/L (海域以外)

硝酸性窒素等 100mg/L

3. 排水濃度の実態把握及び暫定排水基準の見直し(案)について

(1) 各業種のピーク濃度、平均濃度及び一般排水基準超過事業場数の実績

各業種におけるピーク濃度を表2に、平均濃度を表3に、一般排水基準の超過事業場数の推移を表4に取りまとめた。

表2. 各業種のピーク濃度(実績値) (単位: mg/L)

業種分類			ほう素			ふつ素			硝酸性窒素等			
番号	業種	制限	業界団体による業種分類	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6
1	粘土瓦製造業	うわ薬瓦を製造		110	112	89						
2	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造に供するものを製造	うわ薬製造業(うわ薬瓦製造の用に供するものに限る)	173	173	142						
		ほうろううわ薬を製造	ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業	45	46	41	14	12	12			
3	ほうろう鉄器製造業											
4	金属鉱業			27	26	25						
5	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満		35	24	34	49	21	39	312	240	192
		日排水量50m ³ 以上										
6	貴金属製造・再生業		(46)	(45)	(50)				2,440	2,500	2,300 (2,900)	
7	酸化コバルト製造業								172	90	119 (217)	
8	ジルコニウム化合物製造業								670	650	550	
9	モリブデン化合物製造業								1,489	1,307	1,276	
10	バナジウム化合物製造業								1,730	1,686	1,690	

上記値(ピーク濃度)は、対象業種の中でその年の最大値となっている暫定排水基準適用事業場のピーク濃度、()は下水道放流事業場の値

表3 . 各業種の平均濃度(実績値) (単位 : mg/L)

業種分類			ほう素			ふつ素			硝酸性窒素等			
番号	業種	制限	業界団体による業種分類	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6	H24.7 ~ H25.6	H25.7 ~ H26.6	H26.7 ~ H27.6
1	粘土瓦製造業	うわ薬瓦を製造		48	34	34						
2	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造に供するものを製造	うわ薬製業(うわ薬瓦製造の用に供するものに限る)	71	75	112						
		ほうろううわ薬を製造	ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業	17	16	14	9	7	7			
3	ほうろう鉄器製造業	ほうろう鉄器製造業										
4	金属鉱業			25	24	23						
5	電気めつき業	日排水量50m ³ 未満		-	12	11	-	7	7	-	102	115
		日排水量50m ³ 以上										
6	貴金属製造・再生業		(29)	(28)	(27)					1,100	1,226	1,079
7	酸化コバルト製造業								43	28	26	
8	ジルコニア化合物製造業								347	346	321	
9	モリブデン化合物製造業								485	513	508	
10	バナジウム化合物製造業								749	713	681	

上記値(平均濃度)は、各暫定排水基準適用事業場の平均濃度(年平均)の和 ÷ 暫定排水基準適用事業場の総数、()は下水道放流事業場の値

表4 . 一般排水基準超過事業場数 (単位:mg/L)

業種分類			ほう素			ふつ素			硝酸性窒素等		
番号	業種	制限	H24.7 ～H25.6	H25.7 ～H26.6	H26.7 ～H27.6	H24.7 ～H25.6	H25.7 ～H26.6	H26.7 ～H27.6	H24.7 ～H25.6	H25.7 ～H26.6	H26.7 ～H27.6
1	粘土瓦製造業	うわ薬瓦を製造		1	1	1					
2	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造に供するものを製造	うわ薬製造業（うわ薬瓦製造の用に供するものに限る）	2	2	1					
		ほうろううわ薬を製造	ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業	3	3	3	2	2	2		
3	ほうろう鉄器製造業										
4	金属鉱業		1	1	1						
5	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	6 (33)	6 (20)	4 (25)	10 (49)	13 (44)	10 (43)	7	10	4
		日排水量50m ³ 以上									
6	貴金属製造・再生業		(1)	(1)	(1)				3 (4)	3 (4)	3 (4)
7	酸化コバルト製造業								1 (1)	1 (1)	1 (1)
8	ジルコニア化合物製造業								1 (1)	1 (1)	1 (1)
9	モリブデン化合物製造業								2 (1)	2 (1)	2 (1)
10	バナジウム化合物製造業								3	3	3

上記値は、各業種の水濁法の一般排水基準の超過事業場数、()は特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（一般排水基準と同じ値）超過事業場数

(2) 各業種における取組状況及び暫定排水基準値(案)

(各業種における取組状況の詳細は各別紙参照)

1) 粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するもの)(別紙1)

対象物質：ほう素

取組状況：

粘土瓦製造業において、一般排水基準を達成していないのは、1事業場(B事業場)である。B事業場では、粘土瓦の製造工程でほう素排水が発生する。平成25年には事業場内の釉薬製造工程を廃止し、釉薬を購入に切替え、最も使用量の多い釉薬を無ほう素のものに切替えた。平成27年には全ての釉薬の無ほう素化等を行ったことにより排水濃度の低減が見られ、一般排水基準を達成した(現在0.07mg/L)。

暫定排水基準値(案)：

上記取組みにより一般排水基準を達成していることから、暫定排水基準を延長せず、一般排水基準に移行することが適当と考えられる。

2) うわ薬製造業(うわ薬瓦製造の用に供するものに限る)(別紙2)

対象物質：ほう素

取組状況：

うわ薬製造業において、一般排水基準を達成していないのは、1事業場(B事業場)である。B事業場では、うわ薬の製造工程でほう素排水が発生する。このため、測定頻度を上げて、高濃度ほう素排水が発生する工程が集中しないよう監視を行い、平準化(ピークカット)を行う等の対策を進めてきており、併せて排水の再利用(クローズド化)等についても検討を進めてきた。また、B事業場は現在、排水の放流先を河川から下水道(海域放流の公共下水道。公共下水道に排除される下水の水質基準：230mg/L以下)へ切替える準備を実施しており、平成31年7月までに下水道に接続見込みである。

暫定排水基準値(案)：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初(平成13年7月、以下同じ)の150mg/Lから現在の140mg/Lまで引き下げている。上記B事業場の下水道への接続には一定の期間を要し(下水道管理者による下水道枝管の敷設工事が平成30年3月までの予定)直近3年間(平成24年7月～平成27年6月、以下同じ)のピーク濃度(表2、以下同じ)は173mg/L(平成24年8月、平成25年9月)であるものの、上記取組により排水中ににおけるほう素濃度は低減傾向にある。新たな暫定排水基準値としては、水質の悪化を容認しない観点から、現行の暫定排水基準値の140mg/Lを維持し、改善指導等を継続していくことが適当と考えられる。

3) ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業（別紙3）

対象物質：ほう素、ふつ素

取組状況：

ほうろう鉄器製造業、ほうろううわ薬製造業において、一般排水基準を達成していないのは、ほう素が3事業場（A事業場、B事業場、C事業場）、ふつ素が2事業場（A事業場、B事業場）である。各事業場とも、ほうろう鉄器、ほうろううわ薬の製造工程で、ほう素、ふつ素排水が発生する。これまで各事業場において一時貯留槽の新設による釉薬排水濃度の平準化（A事業場）釉薬中のほう素量の削減及び釉薬施釉（塗装）の乾式化（C事業場）等の対策、また新たな排水処理技術の導入に係る検討（B事業場）を進めてきた。今後は、各事業場とも上記取組みのさらなる推進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。

暫定排水基準値（案）：

ほう素に係る暫定排水基準値については、これまでに設定当初の50mg/Lから変更していない。直近3年間のピーク濃度は46mg/L（平成25年9月、A事業場）であるが、濃度は減少傾向であり、平成26年8月以降ピーク濃度が継続して40mg/L（ピーク濃度の最大値は29mg/L、平成26年9月）を下回っていること、恒常的に40mg/Lを下回る見通しが立っていることから、現行の暫定排水基準50mg/Lを40mg/Lに引き下げることが適当と考えられる。

ふつ素に係る暫定排水基準については、これまでに設定当初の15mg/Lから変更していない。直近3年間のピーク濃度は14mg/L（平成24年7月、A事業場）であるが、直近2年間のピーク濃度では継続して12mg/L（平成25年12月以降のピーク濃度の最大値は12mg/L、平成26年7月、8月）を下回っており、上記取組を踏まえ恒常的に12mg/Lを下回ることが可能と判断されるため、現行の暫定排水基準15mg/Lを12mg/Lに引き下げることが適当と考えられる。

4) 金属鉱業（別紙4）

対象物質：ほう素

取組状況：

金属鉱業において一般排水基準を達成していないのは、1事業場（A事業場）である。A事業場から排出される水には温泉水由来のほう素が含まれるため、利用可能なほう素の処理技術（除去法、沈殿法、吸着法）に関して調査、研究を進めてきている。今後は、キレート樹脂による吸着法を中心に調査、研究を進め一般排水基準の達成を目指すこととしている。

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の 150mg/L から現在の 100mg/L まで引き下げている。直近 3 年間のピーク濃度は 27mg/L（平成 24 年 7 月）であるが、A 事業場と地層を同じくする近隣の温泉水では源泉濃度が 102mg/L を計測しており、同程度のほう素濃度の温泉水が出てくる可能性があること、今後鉱山の深部開発を予定しており、ほう素濃度が変化（上昇）する可能性があることから、現行の暫定排水基準値 100mg/L を維持することが適当と考えられる。

5) 電気めっき業（別紙 5 ）

対象物質：ほう素、ふつ素、硝酸性窒素等

取組状況：

電気めっき業において一般排水基準を達成していないのは、ほう素が 29 事業場、ふつ素が 53 事業場、硝酸性窒素等が 4 事業場である。各事業場ともめっき加工・洗浄工程において、ほう素、ふつ素、硝酸性窒素等排水が発生するため、業界団体等による講習会等の開催等、普及啓発等を実施している。さらに各事業場において、代替薬品への切替え、めっき液中の使用管理濃度の低減、めっき液のくみ出し量の削減等、めっき工程の見直し等を行い、排水中のほう素、ふつ素、硝酸性窒素等の濃度の低減を進めている。今後は、上記取組みのさらなる推進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。下水道放流事業場を含む

暫定排水基準値（案）：

ほう素に係る暫定排水基準値については、これまでに設定当初の 70mg/L から現在の 40mg/L まで引き下げている。直近 1 年間のピーク濃度は 20 ~ 40mg/L（10 事業場）であるが、上記取組により排水濃度については低減が確認されており、現行の暫定排水基準値 40mg/L を 30mg/L に引き下げ、さらなる取組を進めることが適当と考えられる。

ふつ素（排水量 50m³/日以上）に係る暫定排水基準については、これまでに設定当初の 15mg/L から変更していない。上記取組により排水濃度については低減が見られているものの、直近 1 年間のピーク濃度は 8 ~ 15mg/L（14 事業場）であることから、現行の暫定排水基準値 15mg/L を維持することが適当と考えられる。

ふつ素（排水量 50m³/日未満）に係る暫定排水基準値については、これまでに設定当初の 70mg/L から 50mg/L まで引き下げている。直近 1 年間のピーク濃度は 30 ~ 50mg/L（8 事業場）であるものの、上記取組により排水濃度については低減が確認されており、恒常的に排水濃度が 40mg/L を下回る見通しが立っていることから、現行の暫定排水基準値 50mg/L を

40mg/Lに引き下げることが適當と考えられる。

硝酸性窒素等に係る暫定排水基準については、これまでに設定当初の800mg/Lから300mg/Lまで引き下げている。上記取組により一般排水基準を達成見込みであり、一般排水基準に移行することが適當と考えられる。

6) 貴金属製造・再生業(別紙6)

対象物質：ほう素

取組状況：

貴金属製造・再生業においてほう素に係る一般排水基準を達成していないのは、1事業場(B事業場)である。B事業場では貴金属の製造・再生工程でほう素排水が発生するため、工程を見直し、水素化ほう素ナトリウムの使用量削減により、ほう素の平均濃度をこれまでの2割程度削減した(平成13年34mg/L 現在27mg/L)。また、さらなるほう素濃度低減のため、エトリンガイト凝集沈殿法、キレート纖維による吸着法、全量希釈についての導入検討を進めてきた。今後は、引き続きキレート纖維による吸着法や全量希釈に関する検討を進め、一般排水基準の達成を目指すこととしている。下水道へ下水を排除する事業場を含む

暫定排水基準値(案)：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の150mg/Lから現在の50mg/Lまで引き下げている。直近3年間のピーク濃度は50mg/L(平成26年7月、8月、12月)であるが、平均濃度は減少傾向であり、平成27年1月以降のピーク濃度は41.2mg/L(平成27年5月)であることに加え、上記取組みにより、排水中のほう素濃度を恒常的に40mg/L未満とする見通しが立っていることから、現行の暫定排水基準50mg/Lを40mg/Lに引き下げることが適當と考えられる。

対象物質：硝酸性窒素等

取組状況：

貴金属製造・再生業において硝酸性窒素等に係る一般排水基準を達成していないのは、7事業場(A事業場、B事業場、C事業場、D事業場、E事業場、F事業場、H事業場)である。各事業場とも貴金属の製造工程・再生工程で硝酸性窒素等排水が発生するため、原料として使用する硝酸及びアンモニア使用量の削減・代替、他の事業場との廃液の共同処理、高濃度排水と低濃度排水の分別(高濃度排水の産廃処理) 廃液濃縮装置の導入(濃縮・減容化して産廃処理) 液中燃焼法による処理、希釈等による削減を進めてきた。さらに、アンモニア性窒素については、アンモニアストリッピング装置の導入、液中燃焼法による処理等による削減。硝酸性窒

素については、硝酸蒸発防止装置の導入等、電気分解、生物処理等を行い、さらなる削減を進めている。今後は、上記取組みや製品製造の集約化、廃液からの硝酸回収、電気分解等により一般排水基準の達成を目指すこととしている。 下水道へ下水を排除する事業場を含む

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の 8,700mg/L から現在の 3,000mg/L まで引き下げている。上記取組により、直近 3 年間のピーク濃度として 2,900mg/L（平成 26 年 7 月、8 月、10 月、平成 27 年 5 月、6 月、B 事業場）を計測していることから、現行の暫定排水基準 3,000mg/L を 2,900mg/L に引き下げることが適当と考えられる。

7) 酸化コバルト製造業（別紙 7 ）

対象物質：硝酸性窒素等

取組状況：

酸化コバルト製造業において一般排水基準を達成していないのは、2 事業場（A 事業場、B 事業場）である。各事業場では、酸化コバルトの製造工程でアンモニア性窒素排水が発生する。よりピーク濃度の高い傾向にある B 事業場においては、アンモニアストリッピング装置を導入し、排水中における硝酸性窒素等の平均濃度を約 9 割削減（平成 15 年 350 ~ 400mg/L 現在 26 ~ 48mg/L）してきた。加えて、装置導入後も装置の増強・改造を行い、装置の効率的運転（稼働率の高い装置と低い装置の間にバイパス配管を設置して、可能な限り排水の平準化を図る）を実施し、装置の閉塞問題への対応、フィルタープレスを導入して高濃度排水を分離する等の対応を進めている。A 事業場においては、全窒素自動測定装置の導入による排水の連続測定により高濃度排水を回収できる装置の開発を進め、排水中における硝酸性窒素等濃度のさらなる削減を進めている。今後は、上記取組みのさらなる推進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。 下水道へ下水を排除する事業場を含む

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の 1,200mg/L から現在の 160mg/L まで引き下げている。直近 3 年間のピーク濃度としては 217mg/L（平成 26 年 12 月、B 事業場）を計測しているが、上記取組による低減が見込まれている。新たな暫定排水基準としては、水質の悪化を容認しない観点から、現行の暫定排水基準値 160mg/L を維持し、改善指導等を継続していくことが適当と考えられる。

8) ジルコニウム化合物製造業 (別紙 8)

対象物質：硝酸性窒素等

取組状況：

ジルコニウム化合物製造業において一般排水基準を達成していないのは、2事業場（A事業場、Ba事業場）である。ジルコニウム化合物の製造工程で硝酸性窒素等排水が発生するため、A事業場ではアンモニアストリッピング装置を導入し、排水中における硝酸性窒素等の平均濃度を約9割削減（平成15年4,122mg/L 現在290mg/L）してきた。Ba事業場では製造工程の変更（硝酸及びアンモニア水の使用量の削減、硝酸から塩酸への変更、アンモニア水から苛性ソーダへの変更）が可能な製品について、平成19年度からこれまでに40品目の製品の製造工程の変更を実施し、排水中における硝酸性窒素等の平均濃度を約6割削減（平成19年度約950mg/L 現在約350mg/L）してきた。さらに、よりピーク濃度の高い傾向にあるBa事業場では、排出されるアンモニア性窒素濃度が高い製品の生産工程を、アンモニアストリッピング装置がある別工場（Bb事業場）に移管し、排水中の硝酸性窒素等濃度のさらなる削減を進めている。今後は、上記取組みのさらなる推進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。下水道へ下水を排除する事業場を含む

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の2,600mg/Lから現在の700mg/Lまで引き下げている。上記取組を進めているものの、直近3年間のピーク濃度として670mg/L（平成24年12月、Ba事業場）を計測していることから現行の暫定排水基準値700mg/Lを維持することが適当と考えられる。

9) モリブデン化合物製造業 (別紙 9)

対象物質：硝酸性窒素等

取組状況：

モリブデン化合物製造業において一般排水基準を達成していないのは、3事業場（A事業場、Ba事業場、Bb事業場）である。各事業場とも、モリブデン化合物の製造工程でアンモニア性窒素が発生するため、アンモニアストリッピング装置を導入し、排水中における硝酸性窒素等濃度の低減を進めている（平成15年350～2,160mg/L 現在185～830mg/L）。排水の平均濃度及びピーク濃度ともに最も高いA事業場においては、アンモニアストリッピング装置の長期連続稼働を実現するため、閉塞問題への対応や回収塩安（アンモニア水）の有効利用の向上等を行い、排水中の硝酸性窒素等濃度のさらなる削減を進めている。今後は、上記取組みのさらなる推

進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。下水道放流事業場を含む

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の5,800mg/Lから現在の1,700mg/Lまで引き下げている。上記取組により、排水中における硝酸性窒素等濃度は着実に減少しており、直近3年間のピーク濃度として1,489mg/L（平成24年8月、A事業場）を計測していることから、暫定排水基準値を現行の1,700mg/Lから1,500mg/Lに引き下げることが適当と考えられる。

10) バナジウム化合物製造業（別紙10）

対象物質：硝酸性窒素等

取組状況：

バナジウム化合物製造業において一般排水基準を達成していないのは、3事業場（A事業場、B事業場、C事業場）である。各事業場ともバナジウム化合物の製造工程でアンモニア性窒素排水が発生するため、アンモニアストリッピング装置を導入し、排水中における硝酸性窒素等の平均濃度を5～6割程度削減（平成10～15年 350～2,400mg/L 現在 185～1,029mg/L）してきた。平均濃度及びピーク濃度がともに高い傾向にあるA事業場及びC事業場においては、アンモニアストリッピング装置の長期連続稼働を実現するため、閉塞問題に早期に対応出来るよう、全窒素自動測定装置の導入により連続測定を行うとともに、回収塩化アンモニウム溶液の再利用等により、排水中における硝酸性窒素等濃度のさらなる削減を進めている。今後は、上記取組みのさらなる推進により一般排水基準の達成を目指すこととしている。

暫定排水基準値（案）：

暫定排水基準値については、これまでに設定当初の5,800mg/Lから現在の1,700mg/Lまで引き下げている。直近3年間のピーク濃度としては1,730mg/L（平成24年12月、C事業場）を計測しているが、平均濃度の最大値は1,344mg/L（平成25年2月、C事業場）であり、上記取組みによる削減効果が見込める事、平成26年10月以降は1,650mg/Lを下回っている（ピーク濃度は1,648mg/L、平成27年4月、C事業場）ことから、暫定排水基準については、現行の1,700mg/Lから1,650mg/Lに引き下げる事が適当と考えられる。

4. 暫定排水基準の見直し(案)

上記の暫定排水基準に係る見直し(案)を表にまとめると、表5のとおりである。

表5. 暫定排水基準の見直し(案) (単位:mg/L)

業種分類			現行の暫定排水基準値 (H25.7~H28.6)			見直し後の暫定排水基準値 (H28.7~H31.6)			
番号	業種	制限	業界団体による業種分類	ほ う 素	ふ つ 素	硝酸性 窒素等	ほ う 素	ふ つ 素	硝酸性 窒素等
1	粘土瓦 製造業	うわ薬瓦 を製造		120			一般		
2	うわ薬 製造業	うわ薬瓦 の製造に 供するも のを製造	うわ薬製造業 (うわ薬瓦製造 の用に供するも のに限る)	140			140		
		ほうろう うわ薬を 製造	ほうろう鉄器製 造業、ほうろう うわ薬製造業	50	15		40	12	
3	ほうろう鉄器製造業			50	15		40	12	
4	金属鉱業			100			100		
5	電気め つき業	日排水量 50m ³ 未満		40	50		30	40	
		日排水量 50m ³ 以上			15			15	一般
6	貴金属製造・再生業			50		3,000	40		2,900
7	酸化コバルト製造業					160			160
8	ジルコニウム化合物製造業					700			700
9	モリブデン化合物製造業					1,700			1,500
10	バナジウム化合物製造業					1,700			1,650

“一般”は一般排水基準へ移行

5. 今後の排水濃度の低減方策

今後も各業種における排出実態や取り組みの状況を把握し、排水処理施設の適切な運転管理等について指導を進める等、自治体及び業界団体とも連携し、排水濃度のさらなる低減に向けた取組を進めていく。